

## 日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の 概要と保存の取り組みについて

今村 華子・吉田 博嗣

### 一 はじめに

平成十七年一月現在、国の選定を受けた重要伝統的建造物群保存地区（以下、「重伝建地区」）は六六箇所となり、全国の歴史的な集落や町並みが各市町村とそこに住む住民の意思により保存・活用がなされている。

高度経済成長期以降、国内の歴史的な町並みは近代化される波に押しつぶされ崩壊の危機に直面しており、多くの町並みや集落が失われていくなか、日本の伝統的な景観や環境を守ろうとする全国各地の住民や市民団体が保存活動を展開し、一九七〇年に「全国歴史的風土保存連盟」が生まれ、また一九七四年には「全国町並み保存連盟」が結成されている。

このような活動に対して自治体も独自の保存措置を講じるなか、行政と住民によるまちづくりの協力体制の基礎が整いつつあった。一方、こうした動きは国へも影響を与え、観光開発や経済優先の思想であった「全国総合開発計画（一九六二）」には触れられていなかった歴史的環境の保護や保存という考え方が、「新全国総合開発計画（一九六九）」には以下のように位置付けられている。「（中略）急激な開発により破壊されがちな史跡、歴史的建築物等の文化財とその歴史的環境について、開発計画のなかに取入れて保存を図るとともに、国民にレクリエーションの場として利用に供するために、生活環境の一部として

計画的に整備する。」ここではじめて、国土の開発計画に歴史的環境を保護することが謳われたのである。

昭和五〇年、文化財保護法の改正に伴い「伝統的建造物群保存地区制度」（以下、「伝建制度」）が生まれ、日本の伝統文化である歴史的な町並みや集落を文化財として位置付け、保存の措置を講じることが可能となった。現在、この制度はまちづくりの新しい手法として、全国各地で活用されている。

## 二 日田市における町並み保存の主な取り組み

昭和四十九年から始まった日田駅前周辺の区画整理事業による駅前商店街の整備により、商業の中心は豆田町から駅前の方へと移行し、豆田町は次第に衰退していった。昭和五四年には地域活性化のために「天領祭」が創設され、同五九年には「草野本家」による「おひなまつり」が開催されるなど、町並みを活かしたまちづくりがこの頃から始まった。地元では昭和五十八年に豆田地区町並み保存推進協議会が設立され、同年から翌年にかけて、豆田地区町並み保存基礎調査が実施された。その後、町並みを活かしたまちづくりが二〇年来進められてきたが、近年、建物の老朽化が顕著になり、なかには取り壊されたものもある。一方、豆田町を訪れる観光客は年間約五三万人にも達している（平成十五年度調べ）。現在、保存地区内には伝統的建造物が約二〇〇棟あまり存在し、築一〇〇年を超す建物も多くなっている。

市では、平成三年に住民の町並み保存活動を後押しするように都市景観条例を制定し、翌年には豆田地区都市景観形成地区（約二四ヘクタール）を指定した。地区内では、一定の建築行為に対して豆田地区景観ガイドライン（景観形成基準）に沿った指導を行っており、これまで歴史的な景観の維持形成に努めてきた。

しかしながら、文化財としての取り組みではなく、景観を重視した施策であったために、逆に町並み景観の崩壊を招いた感否めない。このような現状は住民の危惧するところとなり、ほんものの町並みをもう一度取り戻そうという声が大きくなってきたことから、市では「伝建制度」の導入を視野に入れた取り組みとして、平成十四・十五年度に豆田地区町並み保存対策

調査を実施し、その結果を受けて同一五年九月には日田市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。

その後、住民の主體的な取り組みのなか伝建制度導入への合意形成が図られたことから、平成十六年七月に都市計画決定による保存地区の決定及び保存計画の策定の手続きがなされ、同年八月、国の選定を受けるべく選定の申出書の提出を行った。

平成十六年十月、国の文化審議会において国の重要伝統的建造物群保存地区として選定される旨の答申が出され、同年十二月十日付で正式に告示、大分県で初めての「重伝建地区」が誕生した。

保存地区内には、大分県指定有形文化財「草野家住宅」や「長福寺本堂」のほか、登録有形文化財の「岩尾家住宅」などがあり、公開活用されている。

### 三 日田市豆田町伝統的建造物群保存地区の概要

(一) 保存地区の名称・面積・区域及び保存物件内訳

名称 日田市豆田町伝統的建造物群保存地区(平成十六年七月十五日 日田市都市計画決定)

面積 約一〇・七ヘクタール

範囲 日田市大字豆田 字川端町、室町、風呂屋町、油屋町、平野町、住吉町、八幡町、魚町、一丁目、二丁目、三丁目  
の全域

大字北豆田 字豆田町東の全域及び城内町川端、町裏の各一部

大字南豆田 字中城東側、経合院、千井手、西フケ、若宮町、豆田町西、鉄砲場の各一部

保存物件(平成十七年一月三十一日現在)

① 建築物 計一六三棟

② 工作物 計 八二件

## (二) 保存地区の沿革および特色

保存地区は慶長六年（一六〇一）城下町の町人地として成立し、元和四年（一六一八）に拡張・整備された豆田町、その南側に接し、江戸前期には成立を見ていた田町（現在の港町）、豆田町の東側に江戸後期以降、後背地として形成された浦町（現在は豆田町）の一部から成る。保存地区の北側を限って花月川が流れ、東南側の一部を限って花月川から引かれた城内川が流れる。

中心をなす豆田町は、南北に通された上町通と下町通に沿って立町の町筋、東西に通された通りに沿って横町の町筋、そしてこれらを貫流する水路が整然と配され、近世初期の計画的町割に起源する都市空間が展開する。上町通沿いには室町、平野町、八幡町の諸町、下町通沿いには一丁目、二丁目、三丁目の諸町が広がり、両者を横町の川端町、風呂屋町、油屋町、住吉町、魚町の諸町が繋ぐという町割が施される。田町は上町通の南端から分岐した東西に走る通り沿いと、枡形を介した下町通の延長上に広がる。住吉町の通りの延長上、西側に枡形を介して豆田町の一部をなす若宮町が広がり、東側には後背地たる浦町が広がる。

立町の室町・平野町境、一丁目・二丁目境、横町の風呂屋町・油屋町境には水路が流れる。立町の平野町・八幡町境、二丁目・三丁目境にも、浦町から若宮町へ東西に通る住吉町の通りと並行して南脇を水路が流れ、三丁目・魚町と田町との境にも水路が通される。いずれの水路も城内川から引かれ、保存地区の西側を南北に流れる水路に流れ込む。これらの水路は、古絵図により北側の水路がいち早く通され、次に南側、最後に中央の水路の順で整備されたことがわかる。特に、中央の水路は横町通りに並行して流れる点や取水口の形態が他と異なるなど注目に値する。

豆田町と田町には間口が狭く、奥行きの長い短冊型の敷地割が良好に残り、奥行は立町が約二十間、横町が約一五間あるい

は二〇間と規格性を有している。上町通の敷地割は合筆によって背割のラインが整っていない箇所もあるが、背割の水路が残される下町通では、奥行の長さが保たれる。間口は一般的な町家の場合、最小で二・五間、最大で五・五間程度であるが、立町の角地には豪商が居を構えた大規模敷地、横町には土蔵を集積した大規模敷地も見られ、「日田金」が台頭した近世中期以降、高度な分業を達成した都市社会の活力が窺える。同様の短冊型の敷地は若宮町にも見られ、浦町には方形の宅地と短冊型の敷地が混在する。

この近世中期に成立した規格性の強い町割と格差の広がった敷地割を基盤としつつ、明和九年（安永元年（一七七二）に発生した大火、明治十三年（一八八〇）及二十年（一八八七）に発生した大火などを契機として、草葺きの町家にかわって町通り沿いには軒裏まで荒壁や漆喰で塗り込めた瓦葺き居蔵造の町家が普及し、屋敷尻には瓦葺き土蔵が建ち並んで防火帯を形成し、都市活力の証たる複合的な都市空間と多様な建築類型が展開し、今日まで伝えられる伝統的建造物群が成立を見た。

豆田町の上町通、下町通、横町の通り沿いには、平入りの防火性能に優れた閉鎖的構えの居蔵造町家、切妻造の屋根を戴く棟割り長屋型の居蔵造町家、妻入り入母屋造または平入り寄棟造の屋根を戴く居蔵造町家、洋風要素を取り入れた居蔵造町家、入母屋造や寄棟造の瓦屋根を戴く真壁造町家、寄棟屋根を戴く茅葺き屋根の真壁造町家など、江戸中期以来の豆田町が培った多様な建築様式を呈した伝統的建築物が残され、これらが織りなす多彩な町並み景観が展開する。

町通りから隔たった屋敷尻には収納用の土蔵群が建ち並び、大規模屋敷には緑豊かな庭園と別棟座敷、主屋と土蔵が織りなす豊かな景観が展開し、横町には大規模土蔵、住居に転じた土蔵や草葺町家なども残される。後背地たる浦町には、門と塀を構えた別邸や住宅が水路や通り沿いに展開する。城内川には玉石積み護岸や桁橋の石橋も残され、水路の取水口も残され、長福寺境内には石塀、水路、石橋、庭園、これらと一体をなす境内林も残され、これらが重層した奥深い町並み景観が展開する。

こうして形成された町並み景観には町筋毎に特色があり、魚町から三丁目にかけては、江戸後期の建築になる居蔵造の戸建

型町家や長屋型町家、敷地奥には隠宅や土蔵の集積が見られ、一丁目から二丁目にかけては、明治期の両度の大火後に建設された居蔵造の戸建型町家や長屋型町家、屋敷尻には土蔵の集積が見られ、平野町には江戸中期に遡る居蔵造町家や寺院本堂等が残され、室町と風呂屋町には江戸期から大正期にかけて建設された酒蔵の集積が見られ、八幡町には屋敷尻に土蔵を伴う明治期の建築になる居蔵造町家、田町にも明治期の建築になる居蔵造町家の集積が見られる。近世初期に成立した城下町の町家地としての町割地割と居蔵造（防火のために木部を漆喰で塗り込めたもの）の町家の集積が見られる。

### (三) 保存地区の伝統的建造物群

町並みを構成する伝統的建造物群は、概ね昭和三十年以前に建築された豆田町の伝統的特性を有する建築物と工作物からなり、圧倒的多数を占める町家型の建築のほか、屋敷型の建築や寺社建築、洋風建築も少数ながら存在し、工作物には町並みを貫流する水路の石積み護岸、城内川に架かる石橋等がある。

町家型の建築は、間口に対して奥行の深い敷地を有し、隣家と接して壁面線を揃え、通りに直面して一階に下屋庇を設けた主屋を配置し、主屋の背面には庭園を介して離座敷を配し、屋敷尻には土蔵を配する場合が多い。「立町」では北側を上手、南側を下手、「横町」では東側を上手、西側を下手とし、下手に通り土間、上手に床上部を設けるが、角地では横町の通りに面した側を下手とする場合も見られる。

町家主屋には一軒一住戸の戸建型町家と、一軒複数住戸の長屋型町家があり、長屋型にも小規模住戸が連なる形式と、家主たる大・中規模な住戸と借宅たる小規模な住戸が棟続きとなる形式に大別できる。いずれも通りに面した正面を開口部主体の開放的構成とし、側面を壁面主体の閉鎖的構成とするが、角地に面する場合は立町側を正面とする。

戸建型の町家主屋の平面は、下手に設けた通り土間に沿って、居室を三室配するのが基本で、長屋型の平面もこれに準じ、間口が広い場合は二列に居室を配する。江戸期の建築になる町家は、上手に別棟座敷を配し、主屋内部に座敷を設けないが、

明治期以降の建築になるものは、妻入りが主屋一階または二階奥、平入りが主屋二階表に座敷を配する例が多い。

屋敷型の建築は、間口と奥行の大きさに差がない敷地に、建物を通りや隣家から離して主屋を配置し、大店の隠宅・別宅、料亭・旅館の主座敷、寺院の庫裡などに例が見られる。

町家主屋の構造形式は、軒裏まで漆喰または荒壁で塗り込めた大壁造の防火性能を高めた瓦葺き居蔵造、軒裏を垂木及び野地露わしとした瓦葺き真壁造に大別できるが、少数ながら茅葺き真壁造も残される。瓦葺き居蔵造はさらに一階下屋庇軒裏を塗り込めたものと垂木・野地露わしとしたものに分けられる。前者は主に立町に見られ、後者は横町と田町に見られる。土蔵も軒裏まで漆喰または荒壁で塗り込めた大壁造で、横町では通りに接して建つ例が見られ、正面に下屋庇を付す場合もある。

屋敷主屋の構造形式も、軒裏まで漆喰で塗り込めた大壁造である瓦葺き居蔵造、軒裏を垂木及び野地露わしとした瓦葺き真壁造に大別できるが、前者は隣家と接した面、後者は隣家と隔たった延焼の恐れのない面に見られる。

町家主屋の屋根形式には多様な形式が見られ、茅葺き真壁造が寄棟造妻入り、瓦葺き居蔵造は、江戸中期の建築になるものが切妻造平入り、江戸後期の建築になるものが寄棟造平入り、明治期の建築になるものは、概ね間口四間を超えない場合、入母屋造妻入り、間口四間を超える場合、寄棟造または入母屋造平入りとなる。平入りの場合、上屋梁間は概ね四間以下に抑え、背面に下屋を架け降ろす。居蔵造の正面二階軒先は、直線状に塗り込め、側面と背面は波形に垂木を塗り込めるが、正面も波形に塗り込める形式は横町と田町に見られる。なお、土蔵は切妻造で、軒裏を波形に塗り込める例も見られる。一階下屋庇上に屋根付きの袖卯建を設ける例も少数ながら見受けられる。

町家主屋の外壁は、荒壁（中塗）仕上、白漆喰仕上、鼠・黒漆喰仕上が見られる。荒壁仕上は、三丁目や魚町界限にまぎって存在する他、一丁目や多くの土蔵にも用いられる。白漆喰仕上は立町の二丁目、三丁目に多く見られ、荒壁仕上は魚町・風呂屋町などの横町に多く見られる。

町家二階正面の開口部にも多様な形式が見られ、江戸中期の建築になる居蔵造主屋は、小型の鉄格子を嵌めた単窓を穿ち、

内側に障子戸、外側に防火戸を建てる。江戸後期・明治前期の建築になる居蔵造主屋は、大型の単窓を穿ち、壁の中に土戸または鉄板または銅板張り防火戸を引き込み、内側に障子戸を引き込む。明治後期の建築になる居蔵造主屋は、開放的な連窓として鉄板または銅板張り防火戸を漆喰塗り込め屋根付戸袋に収め、内側に引き違いの障子戸または硝子戸を建てる。真壁造主屋は、連窓として引き違い障子戸または硝子戸を建て、外側に雨戸を引き通して縦板張り戸袋に収める。

町家一階正面の開口部は改造が大きいため不明な点が多いが、江戸期の建築になる居蔵造主屋は、出入り口部分は吊上げ式の大戸とし、土間側の部屋のみ吊上げ式の蔀戸とするが、上手の部屋には鉄格子を嵌めた単窓を穿つか壁面とし、壁面の多い閉鎖的な構成を呈し、さらに外側に土戸を引き通す例も見られる。明治期の建築になるものは、出入り口部分は鉄板貼防火戸を引き通し、漆喰で塗り込めた両脇の戸袋に納める。店の間部分は吊上げ蔀戸であったと見られ、上手に部屋がある場合は、内側に引き違い障子戸、外側に格子戸を建て、外側に雨戸を引き通した腰高窓とする。真壁造主屋は、前土間として引き違い硝子戸を建て、外側に雨戸を引き通して縦板張り戸袋に収める場合もある。

洋風建築は、一丁目や三丁目に大正・昭和前期の建築になるものが残され、表構えに洋風要素を取り入れた町家主屋が一丁目や二丁目、表構えを洋風に改造した町家主屋が住吉町や室町に残される。

工作物は、城内川や城内川から引かれた三本の水路に多く分布し、石橋、水汲み場、玉石積みや切石積み等の護岸等が見られる。また、寺社境内には石の鳥居や狛犬、手水鉢、玉垣等が集中している。一方、通りからは見えないものの、敷地奥には稲荷大明神の石祠や猿田彦大神の石碑等が分布している。比較的広い敷地では手水鉢や石灯籠などの石造物と樹木で庭造りがされている。更に、水路が屋敷敷内に貫流し、池庭を構成しているものもあり、工作物と環境物件の織り成す豊かな景観を呈している。

なお、保存地区内の建築物には棟木墨書を有するものが多く、江戸中期（豆田町最古の墨書年代は安永2年）から昭和前期に至るまで、町並みを構成する建築物の建築年代をほぼ正確に把握することができる。





↑ 伝統的建築物  
三丁目の町並み（左）



↑ 伝統的建築物  
一丁目の町並み（右）



↑ 工作物  
城内川に架かる石橋、玉石積み護岸、  
水汲み場



↑ 環境物件  
水路を引き込んだ庭園



↑ 月隈山上（丸山城跡）より望む明治末期の豆田町（有村家蔵）

#### 四 「豆田町の町並み保存の方針と保存計画の内容」

町並み保存を進める範囲やその基本方針は、前節までの調査結果をもとにした文化財としての価値付けを行うことが不可欠であるが、地区の特性の把握や地域住民の意識調査を実施した結果を受けて、空間的まとまりについて住民と行政が協働作業として行っていく。当然ながら、伝建制度を主管する文化庁や大分県などの行政指導も入ってくることになる。

以上のような作業を経て、保存地区の設定を行い、今後は歴史的環境を維持・形成していく空間として住民に認知されるわけである。

保存地区を設定するにあたっては、以下の四つの条件を考慮した範囲を設定することが望ましいとされている。

- ① 歴史的条件・・・町並みの形成が歴史資料（古絵図等）により確認できる範囲。
- ② 景観的条件・・・伝統的建造物や景観資源の分布状況調査の結果に基づき、将来的に伝統的景観の形成可能な範囲。
- ③ 社会的条件・・・保存地区指定後に町並み保存を実質的に支えていく地域コミュニティのまとまりとしての範囲。
- ④ 技術的条件・・・伝統的建造物群としての特性が維持可能な範囲。

さて、保存地区が決定すると次は保存に向けての地域の特性と魅力を際立たせるための保存計画が必要となってくる。この保存計画は地域の歴史的環境を保全するためのマスタープランとしても位置付けられるものであり、日田市では「保存整備計画」、「環境整備計画」、「保存システム整備計画」の3つの柱で構成されている。

以下、三つの計画の基本的な考え方について述べることにする。

「保存整備計画」・・・保存地区において、個人の住宅や事業所等の建築行為をコントロールするための基準の設定等

「環境整備計画」・・・保存地区やその周辺域における道路や公園、公共施設などや町並みの管理施設や住民の保存活動の拠

点施設、防災施設などの社会資本整備等の内容

「保存システム整備計画」・・・

前述した二つの計画を推進するために必要な関係の構築や制度を運用する上での必要な事項が盛り込まれ、特に住民主体で構成された保存団体と建築士を中心とした建設業に携わる関係者との信頼関係の構築は最重要であると位置付けている。

これらの基本方針に地域性を加味した保存計画を必要とするが、日田市では次の二点について重視したところである。

まずは、伝建地区の保存が面的であるという優位性にたち、周辺域に広がる史跡等との連携を図ることを謳ったところである。これまで、日田市におけるまちづくりの中での文化財の位置付けは、単なる一事業でしかなく点的な保存整備方針だけであったため、まちづくりの全体像のなかではみえにくい存在であり、決してまちづくりの重要な位置付けにあつたとはいえない。

しかしながら、今回の伝建地区は人の往来も多く、経済活動も活発な地域であることから、周辺の文化財と一体となった活用が可能となったものである。具体的には、町並みの形成に起因する保存地区北側の「丸山城跡」や「永山布政所跡（日田御役所跡）」あるいは南側に四〇〇mほど離れて所在する史跡「咸宜園跡」や「長生園」などは豆田町の歴史を物語る上で欠かすことのできない近世の歴史文化遺産として、相互活用を図るための回遊性散策路を考慮した整備を行なうなどの内容等を明文化している。

第二の点は、町並み保存を支えるソフトの部分である。本制度の運用を円滑に進めるためには、住民・技術者・行政の三者による協力体制は絶対条件であるが、中でも住民と技術者の間には緊密な信頼関係が必要とされる。また、技術者には保存地区における修理・修景事業を通して、伝統技術の保存と継承に努めることが望まれているのである。

## 五 町並み保存の意義とその課題

文化財としての町並み保存の良さは地域住民が主役であり続ける一方で、ほとんどの伝統的建造物が私有財産であることが

町並み保存の難しさでもある。この制度の生れた背景には全国各地の町並みが崩壊の危機に面し、住民による保存運動が広がったことに端を発しているが、伝建地区の多くはなお行政主導によるものが多いのが現状である。

「伝建制度」の運用について、これまでの先進地における保存事業を概観すると、建造物の保存修理をすることに終始し、地区の防災計画策定や防災事業等の整備の遅れが目立ち、また一番大事とも思える技術者の育成に係るソフト事業が十分でないように思う。永続的に町並みを保存・継承していくためには、いくつかの要件が考えられるが、なかでも住民の主体的な取り組みは不可欠である。そのためには事業導入後も更なる制度の普及啓発に努めることが行政に求められ、大事なのは住民との対話であると考えられる。また、同様に伝統技術の保存と継承という問題がある。地域の特性を活かしてまちづくりを進めていくというこの制度の特徴を活かす意味では、杉の三大美林として名高く、これまでも林業を主幹産業としてきた日田にとっては水を得た魚のようでもある。日田管内には大工や左官の高い技術が今日まで伝えられていることから、今後の事業推進にあたっては高いレベルでの施工を期待するものである。

この制度による町並み保存とは伝統的建造物とその周囲の景観を守っていくことを通して、何を残していくのか、またいかにして伝えるかが重要であるが、制度誕生より三〇年が経過した現在、他の伝建地区を見てもいかにそのことを実践することが難しいかがわかる。先述した保存計画の保存システムの構築がまずは基本的な作業として必要であり、行政は制度導入時に取り組むべき内容として認識し、住民主体による保存団体の組織化は当然のことながら、保存事業を推進するためには技術者による支援団体の存在もまた不可欠である。

現在、市内では技術者集団による研究会活動が活発化しており、一昨年に結成された古建築に関する研究会では、この「伝建制度」導入を期に大きく形を変えようとしている。会では日田地方に残る伝統的な建築技術について調査研究し、その技術の保存と継承を目的として、市内の建築士、大工、左官や工務店関係者を中心とし、学識経験者の参画をいただくとともに県内の大学・高校などを含む新たな構成で協力・支援体制が整いつつある。今後は、このような団体が伝建地区におけるまちづ

くりの保存団体とも協力しあい、家屋の修理・修景事業等の現場を通して職人の資質の向上や後継者の育成に努めていただきたい。

また、行政としても文化財保護の観点から、広く伝統技術の継承のために市民の協力や教育現場での活動などを展開していきたいと考えており、今後は会の動向に注目し、連携を図っていきたい。日田には建築科を持つ県立日田高等技術専門校や日林工高校などがあるが、次世代の技術者を育成していくこともまた日田市にとって必要なことであり、これらの地域の特性を活かした活動は人が住み続けることを前提とした「伝建制度」の本来の目指すべき将来像であり、また次世代においても豆田町が伝建地区であり続けるために不可欠であると考えている。

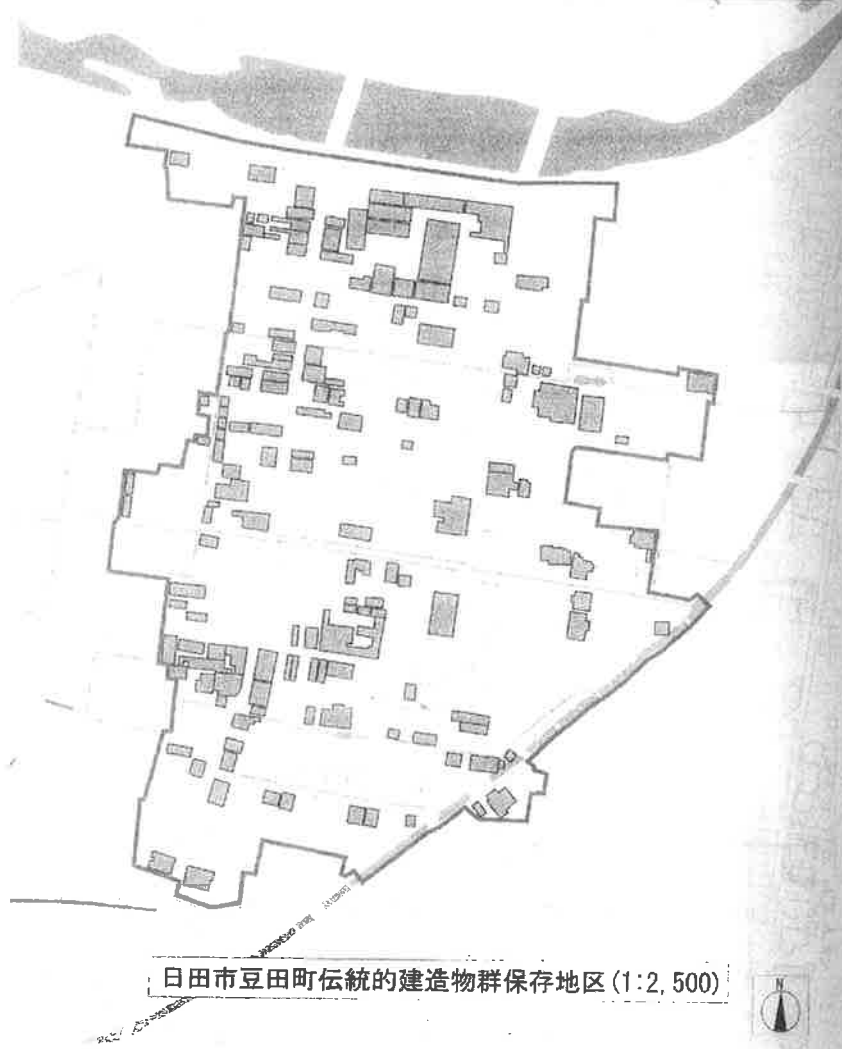
このような地区住民や市民等の主体的な活動があつてこそ本物のまちづくりであり、全国的に展開されているまちおこし的なまちづくりから一歩進んだ取り組みとしてこれからも支援していきたい。

註1 保存物件とは、文化財としての位置付けがなされた建造物等で、所有者・市町村の意思により保存の措置を講じているもの。

#### 参考文献

- 沢村仁他『豆田地区町並み保存基礎調査報告書』 日田市 一九八四
- 工藤圭章「日田豆田町の商家群」『大分県日田盆地における開発史的総合研究』 別府大学 二〇〇一
- 中村賢二郎「豆田の町並み保存」『大分県日田盆地における開発史的総合研究』 別府大学 二〇〇一
- 宮本雅明他『日田隈町―日田市隈の伝統的町並み調査報告書―』 隈のまちづくり委員会・日田市 一九九九
- 宮本雅明他『日出豆田町―日田市豆田町伝統的建造物群保存対策調査報告―』 日田市教育委員会 二〇〇四

保存地区  
保存物件



日田市豆田町伝統的建造物群保存地区(1:2,500)

五  
五

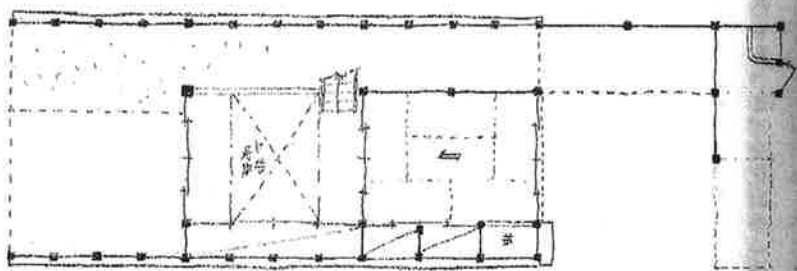
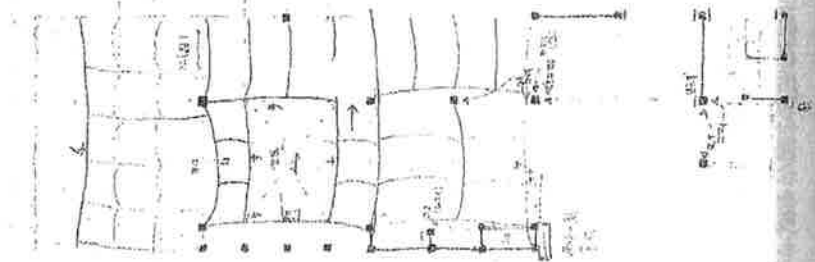
↑保存地区の範囲と保存物件（建築物）の分布



↑ 正徳期以前の豆田町絵図（広瀬資料館蔵）



↑ 正徳期以前の豆田町復原図（日田市教育委員会作成）



五七

↑家屋調査時の野帳／現況断面図（上）、痕跡図（中）、復原平面図（下）